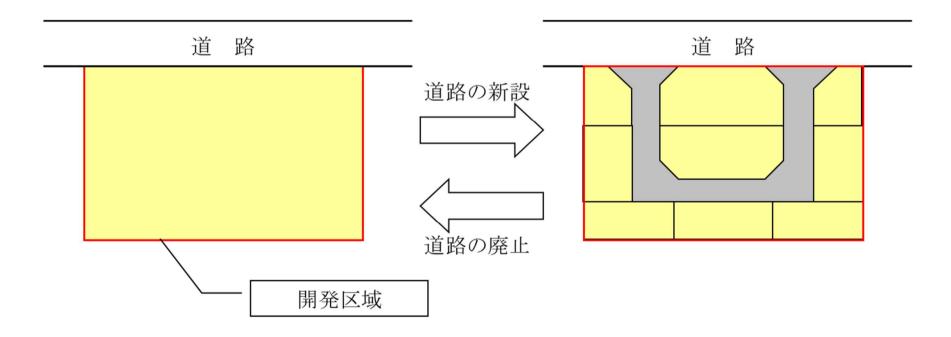
(1) 区画の変更

開発区域内における道路、里道、水路等の公共施設(※)の新設又は廃止を伴う既存建築物の敷地の増減、統合・分割等建築物の敷地区画の変更

(※) 公共施設

- ・道路、公園その他政令で定める公共の用に供する施設(法第4条第14号)
- ・下水道、緑地、広場、河川、運河、水路及び消防の用に供する貯水施設(政令第1条の2)



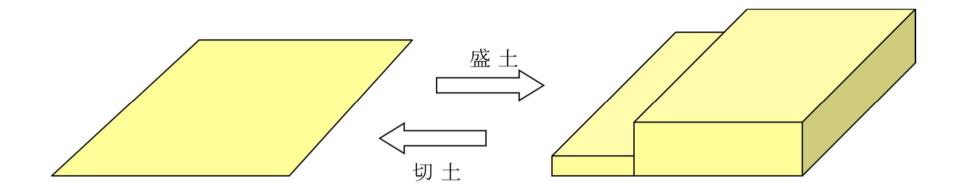
(注意) セットバックは区画の変更に該当しない

(2) 形の変更

盛土又は切土の造成行為による変更

ただし、次のいずれかに該当するものは形の変更には含まれない。

- ① 現況地盤高と計画地盤高の高さの差が50cm未満の盛土又は切土
- ② 1,000㎡未満の盛土又は切土



(注意) 建物と一体の計画である場合は、建物をなくした仮想の切盛図で面積を判断する。 建物工事のための根切り、埋め戻しは形の変更の対象外とする。

(3) 質の変更 農地等宅地以外の土地の宅地への変更

